

# 自治医科大卒業医師に係る キャリア形成プログラムの 策定について

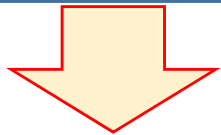


千葉県健康福祉部医療整備課

# 自治医科大卒業医師の専門医取得について

## 1 現状と課題

- ・自治医科大卒業医師については、大学卒業後、千葉県で策定した派遣方針に基づき地域の病院に一定の期間従事いただいている。
- ・国が平成30年度から開始した「新専門医制度」により、初期臨床研修を修了した医師の9割が専門医の取得に向け研修を開始するなど、医師のキャリアとして専門医の取得は必須といえる時代となっている。
- ・厚生労働省から通知されている「キャリア形成プログラム運用指針」において、地域枠医師（修学資金受給医師）と同様に、**自治医科大学卒業医師についても、専門医取得を含むキャリア形成プログラムを適用することが示されている。**
- ・このような時代の中、自治医科大卒業医師について、現在の派遣方針では専門医の取得が大変難しい状況となっている。



上記を踏まえ、県で以下のとおり「**対応方針（案）**」を策定

## 2 対応方針（案）

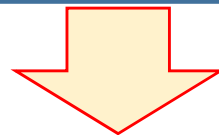
### （1）新たな配置方針（キャリア形成プログラム）の策定

現行の配置方針を改め、「**自治医科大卒業医師キャリア形成プログラム**」とし、専門医取得のために限り、**最大2年間**の猶予期間の取得できるよう規定するとともに、これに基づいた新たな派遣ローテーションを作成する。

### （2）診療科別コースの策定

キャリア形成プログラムの適用を受けた自治医科大卒業医師（※）は診療科別に派遣ローテーションに沿った配置先を示す「**診療科別コース**」の選択をし、専門医の取得と義務年限の消化を目指す。

※H30年度以前に入学した者については適用は任意となる。（キャリア形成プログラム運用指針による）



上記（案）により **10領域**の診療科について専門医が取得が可能に

# キャリア形成プログラムと診療科別コース

## キャリア形成プログラム

※資料 3 - 2 ・ 参考資料参照

- ・ 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保と、対象医師の能力の開発・向上の両立を図るため、都道府県が策定するもの。
- ・ 都道府県は、キャリア形成プログラムが対象医師の希望に対応したものとなるよう努めなければならない。このため、個々の対象医師の希望に対応可能となるよう、キャリア形成プログラムに、診療科や就業先となる医療機関等の種別ごとに、複数のコースを設けることとされている。

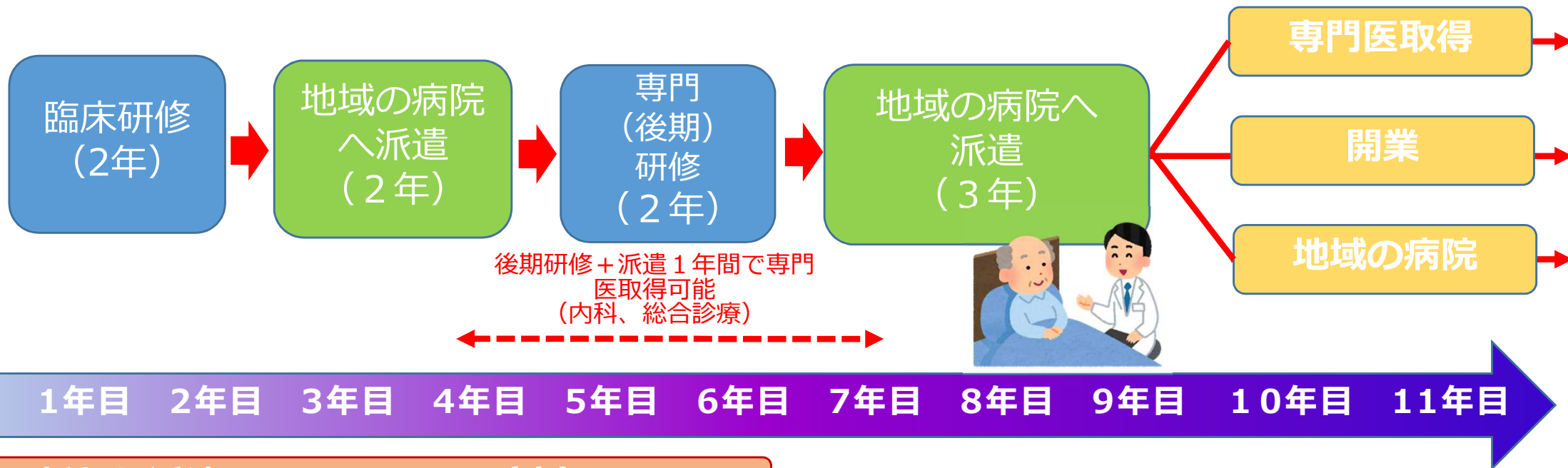
## 診療科別コース

※資料 3 - 3

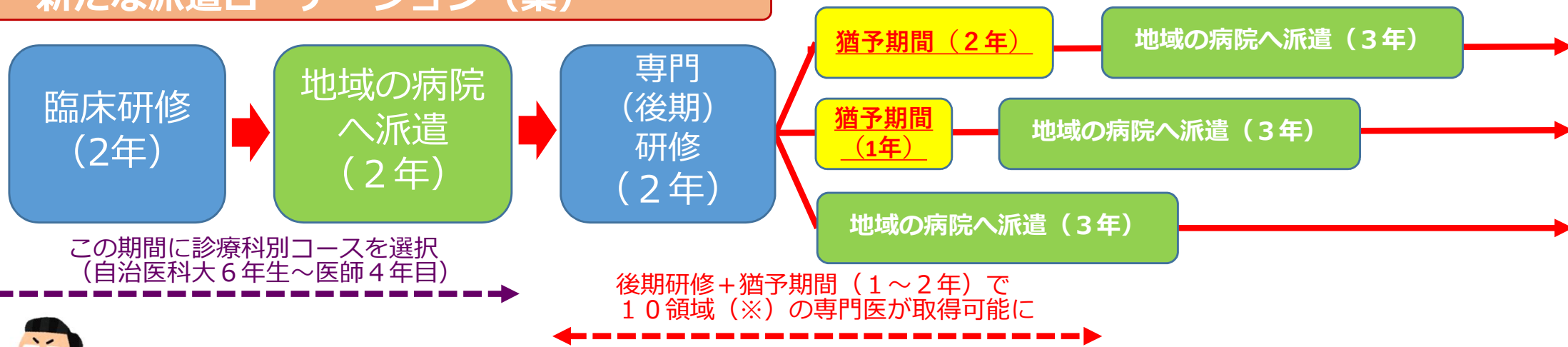
- ・ 自治医科大卒業医師キャリア形成プログラムによる派遣ローテーションに基づき、診療科別に作成した、自治医科大学卒業医師の配置先を示すもの。
- ・ 自治医科大卒業医師は医学部 6 年生～医師 4 年目の間にこの診療科別コースを選択し、県は選択されたコースを踏まえ、地域の病院への配置案を検討する。

# 自治医科大卒業医師の新たな派遣ローテーションについて

## これまでの派遣ローテーション



## 新たな派遣ローテーション (案)



※猶予期間なし…内科・総合診療科  
 猶予期間 1年…小児科・精神科・救急科・外科・産婦人科・病理  
 猶予期間 2年…脳神経外科・麻酔科



# 新たな派遣ローテーションによる地域への影響について

## 1 自治医科大卒業医師が専門医を取得するメリット

- ・ 猶予期間の活用によって、自治医科大卒業医師がより長い期間、県内医療機関で働くことが期待できる。
- ・ 自治体病院に専門医を取得した質の高い医師が派遣がされ、幅広い医療提供体制を構築することができるようになる。

## 2 地域医療への影響

- ・ 今後の自治医科大生卒業見込み及び自治医科大生及び義務年限中の卒業医師（23名）について実施したアンケートを踏まえて推計を行った。
- ・ 推計を行った結果、派遣予定の医師が今後増加傾向にあることや猶予期間を使用せず専門医を取得する医師が一定程度見込めることから、R2年度の派遣人数と同程度の人数の派遣医師を確保し、**現時点の派遣体制を維持することが可能**と見込まれる。

### 自治医科大卒業医師の派遣見込み

	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)
派遣1	4	6	7	5	5	5	5	5	5	5	4
派遣2	6	6	7	7	6	4~7	5~8	10~11	10~11	10~11	6~8
合計(派遣1+2)	10	12	14	12	11	9~12	10~13	15~16	15~16	15~16	10~12

※派遣1...初期研修後の派遣（2年間）、派遣2...専門研修後の派遣（3年間）

※合計人数に幅がある年度については、猶予を希望するか不明な者について、アンケート結果より猶予期間を使用しない内科に関心がある医師が全体のおよそ6割程度いたことから、各年度ごとに最大で6割程度猶予を使用しないと想定し、推計を行っている。

### 【参考】千葉県医師修学資金制度における地域の病院への派遣見込み

	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)
地域の病院	4	2	5	5	5	9	5	6	11	18	29
地域A群	4	4	11	13	12	18	15	6	3	8	14
合計	8	6	16	18	17	27	20	12	14	26	43

○県では県内の医療機関に従事する意思を持つ医学生に対し、貸付けを行い、一定期間県内に従事する医師を確保する医師修学資金制度を実施している。

○貸付けを受けた医学生は最低2年間医師が特に不足すると認められる地域に勤務することが義務付けられている。

# 地域の病院からの意見について

自治医科大学卒業医師の専門医の取得について派遣先病院である市町村立等病院に対し、意見照会を行ったところ下記のとおり意見が提出されました。

## 御意見

自治医科大卒業医師の専門医の取得について、「猶予期間(2年、1年)があっても派遣医師が増加傾向にあることや、一定程度猶予期間を使用せず専門医を取得することが見込まれるため地域医療への影響はない」と、資料には記載されています。

しかしながら、現実的には、猶予期間(2年、1年)が加わることにより、地域病院への派遣医師が減員するのではないかと懸念されます。

このため、仮に、猶予期間が設けられたことにより派遣医師が減員となる場合には、地域病院における医師に不足が生じることとなるため、その対策(例：県立病院等からの医師の派遣)も講じていただきたい。

## 対応(案)

千葉県では、令和元年度に千葉県保健医療計画の一部改定を行い、医師の確保に関する事項の中で、地域医療に従事する医師の確保策として自治医科大学での医師養成のほか、

- ・ 医師修学資金貸付けによる 地域医療に従事する医師の養成数の増加
- ・ 医師修学資金受給者への医師少数区域等での勤務の義務付けと、円滑な義務履行に向けた本人の希望するキャリア形成との両立支援
- ・ 医師少数区域等へ医師派遣を行う医療機関への支援

を示しています。

県ではこれらの施策を活用し、地域の医師が不足することがないように、医師確保を進めてまいります

# 今後のスケジュールについて（予定）

令和2年8月

①第1回地域医療対策協議会で対応方針（案）について協議

令和2年9月

②自治医科大卒業医師キャリア形成プログラム・診療科別コース策定

令和2年10月

③自治医科大生6年生・卒業医師（～医師4年目）にコース提示・選択

令和2年11月

④選択されたコースに基づき配置案作成  
⑤自治医科大学卒業生配属先選定委員会で派遣先決定

令和3年4月～

⑥コースに基づき、専門医の取得を目指す

キャリア形成プログラム・診療科別コースに変更がある場合、地域医療対策協議会で協議

毎年度③～⑥を実施